

# 出張報告

報告日 令和 5年12月 1日

会派名	日本共産党柏崎市議員団
報告者氏名	持田 繁義
種別	<input type="checkbox"/> 調査研究（ <input type="checkbox"/> 行政視察） <input checked="" type="checkbox"/> 研修会 <input type="checkbox"/> 要請・陳情 <input type="checkbox"/> 各種会議
用務	「ノーモア原発公害市民連絡会」発足記念シンポジウム参加
日時	令和5年11月17日（金） 13:30 ~ 令和5年11月17日（金） 17:00
場所 （会場）	衆議院第一議員会館 国際会議室
概要	<p>【記念シンポジウム】は三部構成による</p> <p>【第1部】 ■■■■さん 『福島原発事故と国の責任 6. 17最高裁判決をたどす』</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・因果関係を否定する理由付けが理由になっていない</li><li>・規制権限があるかという争点について判断しない</li><li>・憲法 76 条 3 項——すべて裁判官は、良心に従い独立して職権を行い、この憲法および法律にのみ拘束される</li></ul> <p>○6・17最高裁判決は原発推進政治を忖度する憲法の原則をねじまげた判決</p> <p>【第2部】現場からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・関西訴訟を続ける ■■■■さん 福島から大阪に避難二重生活の中で国と東電の責任を追及</li><li>・いわき市民訴訟の原告団長の ■■■■さん 当初、国と東電は「法的な責任はない」と謝罪なし。被害をも軽視</li><li>・津島訴訟で奮闘する ■■■■さん 住民との助け合い「結」を持って暮らしてきた。地域性と自然豊かな恵・環境を根本から奪った、原発事故の責任と賠償は当然</li></ul> <p>【第3部】「原発ゼロか原発回帰か」、ドイツと日本の違いとした特別講演</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・■■■■さん（ドイツ倫理委員会）</li></ul> <p>ドイツの反原発の動きが長い歴史がある。原発と核兵器の関係。ソ連とアメリカの戦争になったとき、核兵器の心配があった。原発と核兵器は違うものであるが、核兵器を作るにはノウハウが必要なので、原発を推進すると、核兵器を作るという心配もあった。リスクを考えなければならないという文化がドイツでは強い。チェルノブイリ事故に続き、福島事故、技術が高い国であるはずの日本でも事故が起きたということが大きなインパクト。エネルギーコミュニ</p>

ティとして、地方でどういうエネルギーが必要かということを考えながら、決めてきた。

日本の国民はもっと原発事故に向き合って、自覚的な運動を期待する。



#### 所感等

福島第一原発事故から 12 年余りを経過したが、今なお 8 万人に及ぶ人たちが故郷に戻れない事態が続き苦難の避難生活を強いられている。地元の産業は事故前に戻っておらず、漁業においては 10 パーセント台の復興レベルである。事故収束対策について、国と東電は廃炉完了に「30～40 年後」としているが、それを信じる被災者は一人もいないだろう。

岸田文雄政権は昨年夏、「原発回帰」宣言を行い、関連法の大改悪、老朽原発の 60 年運転、新增設にまで乗り出した。「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」との約束を破って、汚染水（アルプス処理水）の海洋放出を 8 月 24 日強行した。

岸田政権が「原発推進」に回帰したのは、福島原発事故について、「国の責任を否定」した昨年 6 月 17 日の最高裁不当判決によることが大きい。国民の生命と財産は、原発大事故の危険にさらされている。この「原発推進」路線は、日本列島に豊富にある再生可能エネルギー開発を大きく抑制し、まさに日本の未来は託せない。

ドイツは、旧ソ連の原発事故（1986 年）と福島第一原発事故（2011 年）のインパクトに学んで、「原発ゼロ」「再生可能エネルギー」の道を二段押しで歩み、今年 5 月 15 日、最後の原発 3 基を停止、「原発ゼロ」を実現した。日本は、自国で原発事故を起こしながら「原発回帰」となっている。ドイツの「原発ゼロ」と日本の「原発回帰」のこの対比は、原発大事故に向き合うか、無視するかの差にある。

昨年、最高裁判所が福島第一原発事故に「国の責任を否定」した「6・17 不当判決」は、憲法と法に従って見直すこと。第三者法廷に係属する「いわき市民訴訟」はじめとして、これに続く集団訴訟に対する公正な判決が求められる。